

CAC - TV 契約約款

株式会社 C A C



CAC-TV契約約款

株式会社CAC（以下「CAC」という。）とCACが行うサービスを受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

第1条（CACのサービス）

CACは、業務区域内の加入者に次のサービスを提供します。

- ① CAC-TV
地上デジタルテレビジョン放送、FMラジオ放送、およびFTH施設においてTV受信機により視聴するBSデジタルテレビジョン放送、110度CSデジタルテレビジョン放送の同時再放送サービスならびにデジタルテレビジョン自主放送サービス。
- ② CAC-STB
加入者の希望により別途契約を締結し貸与または販売するSTBで視聴する地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタルテレビジョン放送の同時再放送サービスならびにデジタルテレビジョン自主放送サービス。ただし、CAC-TVを利用せずに本号のみのサービスを受けることはできないものとします。
- ③ ペイチャンネル
CAC-TVおよびCAC-STB以外の有料によるBSデジタルテレビジョン放送の同時再放送サービスならびにデジタルテレビジョン自主放送サービス。ただし、CAC-TVまたはCAC-STBを利用せずに本号のみのサービスを受けることはできないものとします。なお、TV受信機により視聴するBSデジタルテレビジョン放送の有料同時再放送サービスは、CACのサービスではありません（スターチャンネルを除く。）。別途放送事業者との契約が必要となります。
- ④ 加入者の希望により別途利用契約を締結するCAC-ALERT
- ⑤ CSプラス
BS・110度CS衛星を利用し提供される有料放送サービスを、CAC施設および加入者施設のB-CASカードまたはACASチップを使用して提供します。CAC-TVおよびBSデジタルテレビジョン放送を利用せずに本号のみのサービスを受けることはできないものとします
- ⑥ 上記事業に附帯するサービス業務

第2条（契約の定義、対象、成立）

1. 契約は以下の通り定義します。

- ① 戸建契約
CACのサービスを利用する場所が戸建住宅（CACが戸建住宅に準ずると判断する建物を含む。）である場合、もしくは、CAC-TVを利用する場所が集合住宅の一室であり、集合住宅の店子とその管理者等よりCAC-TVの加入申込みを行う承諾を得ている場合の契約。戸建契約を交わした者（以下「戸建加入者」という。）は、第1条（CACのサービス）に定める全てのサービスに関する手続を行う権利を有するものとします。
 - ② 集合物件契約
CAC-TVを利用する場所が集合住宅である場合の契約（前号で定める場合を除く。）。集合物件契約を交わした者（以下「集合加入者」という。）は、CAC-TVに関する手続を行う権利を有するものとします。なお、契約は集合住宅1棟につき1つとします。
 - ③ 集合店子契約
前号に定める集合物件契約の対象となる集合住宅の店子（入居者）との契約。集合店子契約を交わした者（以下「店子加入者」という。）は、CAC-STB、ペイチャンネル、CAC-ALERT、CSプラスに関する手続を行う権利を有するものとします。
2. CACが行うサービスの提供を受けようとする者は、CACが指定する加入手続を行い、CACがこれを承諾したときに契約が成立するものとします。
3. CACは、加入申込みをしようとする者が、CACの提供するサービスの加入契約料金、利用料金、ならびに工事費、およびその他費用（以下「料金等」という。）の支払いを怠る可能性があると思われる場合（破産手続中の者、およびそれに準ずる者。）または、過去にその事実があった場合、この加入申込みを断ることができるものとします。
4. CACがサービスを提供するCAC-ALERTの利用を受けようとする者は、別に定める「CAC-ALERT利用規約」を参照し、同意した場合に利用できるものとします。

第3条（初期契約解除）

1. 戸建加入者および集合加入者は、申込関連書類の受領日から起算して8日を経過するまでの期間、書面によりCAC-TVの契約を解除することができます。戸建加入者および店子加入者は、申込関連書類の受領日から起算して8日を経過するまでの期間、書面によりCAC-STB、CAC-ALERTの契約を解除することができます。
2. 前項の規定による契約の解除は、同項の書面を発行したときにその効力を生じます。
3. 第1項の規定により契約の解除を行った者は、加入契約料金もしくは初期登録費用の還付を請求することができます。ただし、第5条（施設の設置、および費用の負担等）に定める工事等が完了している場合には、工事費等をCACに支払っていただきます。
4. 訪問販売にてSTB等を購入した場合、購入したSTB等を対象に、クーリングオフ制度を利用することができます。

第4条（契約の有効期限）

契約有効期限は、契約成立日から契約成立月末日までとします。以後毎月1日から末日までの1か月を単位にサービスを利用できるものとし、第16条（解約）に定める届け出がない限り同様とします。

第5条（施設の設置、および費用の負担等）

1. CACは、サービスを提供するための施設（放送センターからTV受信機にいたるまでの施設（以下「本施設」という。）の内、放送センターから光端末器までの施設（以下「CACの施設」という。）の設置に要する費用を負担し、これを所有するもの）とします。ただし、戸建加入者および集合加入者は引込みの際に引込工事費として、CACが定める工事費等を負担するものとします。

2. 戸建加入者は、本施設の内、光端末器の出力端子からTV受信機に至るまでの施設の設置に要する宅内工事費を負担し、CACが貸与する機器（この貸与する機器とは、機器本体のことであり付属するリモコン、ケーブル類等は消耗品として扱う。）を除く施設（以下「戸建加入者施設」という。）を所有するものとします。集合加入者は、本施設の内、光端末器の出力端子からTV端子に至るまでの施設（以下「集合加入者施設」という。）の設置に要する宅内工事費を負担し、集合加入者施設を所有するものとします。店子加入者は、本施設の内、TV端子からTV受信機に至るまでの施設の設置に要する宅内工事費を負担し、CACが貸与する機器（この貸与する機器とは、機器本体のことであり付属するリモコン、ケーブル類等は消耗品として扱う。）を除く施設（以下「店子加入者施設」という。）を所有するものとします。なお、宅内工事の保証期間は、工事が完了した日から1年間とします（資材に対する保証は、宅内工事時に加入者がCACより購入したものに限る。）。
3. CACより貸与または販売される機器で、ACASチップ非対応のCAC-STBを利用する場合はデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という。）および機器制御用ICカード（以下「C-CASカード」という。）が必要となり、これらのカードはCACより貸与するものとします。
4. CACが貸与するB-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下「B-CAS社」という。）の「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
5. 加入者は加入者施設のB-CASカードまたはACASチップのCAS番号を使用して信号制御を行うサービスを契約した場合、CACへ当該CAS番号を通知するものとします。当該CAS番号を変更または利用しなくなった場合もCACへ通知するものとします。
6. 前項のサービスを契約または解約および変更の手続を行った場合、加入者は事務手数料（以下「CSプラス手数料」という。）を支払うものとします。

第6条（料金等）

1. 加入者は、CACが定めるサービスの利用形態に応じた料金等を、CACが指定する期日までに指定する方法で支払うものとします。
2. CACは、経済環境の変動あるいは、提供するサービス内容の拡充または終了等によりサービス内容やチャンネルの組合わせが変更または終了する場合があります。これらの場合、サービス内容の変更および料金等の改定をすることがあります。
3. CACが定める料金等の中には、NHKの放送受信料（衛星放送受信料を含む。）は含まれておりません。

第7条（延滞利息）

1. 加入者は、料金等、その他の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、CACが別に定める方法により支払うものとします。
2. 料金等が滞納になった場合、サービスの停止をされても異議のないものとします。なお、サービス再開に伴う再開手数料は、加入者の負担とします。

第8条（設置場所の無償使用）

1. CACは、施設の設置、撤去ならびにサービス提供の停止をするために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、および建築物等を無償で使用できるものとします。
2. 加入者は、CACもしくはCACの指定する業者が設備の設置、撤去、移転、調査、点検、修理等を行う場合、加入者の敷地、家屋、および構築物への出入りについてこれを承諾するものとします。
3. 加入者は、契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第9条（サービスの利用休止）

1. 加入者はサービスの利用休止を希望する場合、CACが指定する書面にて届け出るものとします。ただし、書面到達が1日から20日までの場合は、当月末日、21日から末日までの場合は翌月末日を休止日とします。この場合、休止日の属する月の翌月から、再開した日の属する月までの期間の利用料金は発生しません。なお、休止期間は、原則最長1年間とします。
2. 加入者は、サービスの利用休止、および再開に際して、CACが定める費用を負担するものとします。
3. CACは、必要により休止期間中、貸与する機器および「B-CASカード」「C-CASカード」を回収できるものとします。この場合の費用は、加入者が負担するものとします。
4. サービスの利用休止に伴う加入者の情報はCAC所定の方法にて保持します。加入者はCACに休止状態の照会ができるものとします。
5. サービスを再開する場合、再開時に提供されているサービス内容および料金等が適用されます。休止中に提供終了もしくは新規受付を中止したサービスまたはオプションは再開できません。

第10条（CACの保守責任、および免責事項）

1. CACは、CACの施設の維持管理責任を負うものとします。ただし、加入者は、維持管理に必要上サービス提供が一時的に停止することを承認するものとし、それに伴う損害賠償請求を行わないものとします。
2. CACは、加入者からCACの施設に異常があることの申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な処置を講ずるものとします。ただし、戸建加入者施設に起因する事項は、戸建加入者の、集合加入者施設に起因する事項は集合加入者の、店子加入者施設に起因する事項は店子加入者の責任とし修復に要する費用は加入者が負担とします。
3. CACの保守責任範囲は、CACの施設および貸与する機器とし、加入者に過失または故意なくこれらに故障、事故等が生じた場合は、修復に要する費用をCACの負担とします。
4. CACは、やむを得ない事情によりサービスの業務内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じないものとします。
5. CACは、次の場合にはサービスの全てもしくは一部を終了することがあります。そのときは、あらかじめその事由を加入者に通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。なお、終了によって起こる損害の賠償には応じないものとします。
 - ① CACが、安定したサービスの提供ができないうちまたはできなくなるおそれがあると判断したとき
 - ② CACが提供する他のサービスに伴いサービスの必要性が著しく低下したときCACが必要と判断したとき
 - ③ 経営上、技術的等の事由によりサービスの適正かつ正常な提供ができなくなりサービスの運営が事実上不可能になったとき
6. 加入者は、故意または過失によりCACの施設および貸与する機器に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担す

るものとし、

7. CACは、天災、事変、その他CACの責めによらない事由によって、サービス提供の停止に基づく損害の賠償には応じないものとし、
8. CACは、CACの責めによる事由により、加入者に提供する全ての放送サービスが提供できなくなった状態をCACが知り得た時点から起算して、24時間以上同じ状態が続いた場合に限り、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対する利用料金を損害とみなし、その額に限り賠償します。

第11条 (設置場所の変更)

戸建加入者および集合加入者は、次の場合に限りCACの施設から戸建加入者施設および集合加入者施設の設置場所を変更できるものとし、そのことをCACに申し出るものとし、ただし、これに伴う費用はその加入者が負担するものとし、また、これに伴う戸建加入者施設および集合加入者施設の設置に要する宅内工事の保証期間は、工事が完了した日から1年間とし、(資材に対する保証は、宅内工事時に加入者がCACより購入したものに限り、)。

- ① 変更先が同一敷地内で引込工事が可能な場合
- ② 変更先がCACの業務区域内で、CACのサービスの提供ができる設備が整っている場合

第12条 (名義変更)

CACは、加入者があらかじめ書面による届け出をし、CACがこれを承認したときに加入者名義を変更するものとし、加入者は、変更の手続をした場合、事務手数料を支払うものとし、新加入者は、行為能力者に限り、以下の事由については、事務手数料をCACが負担します。

- ① CACの施設の設置場所を所有または維持管理する加入者が個人名義であり、加入者から二親等以内の者へ名義変更する場合。
- ② CACの施設の設置場所を所有または維持管理する加入者が法人・団体名義であり、事業承継した者へ名義変更する場合。新加入者の名義変更にかかわる事務手数料は発生いたしません。

第13条 (加入手続時申告内容の変更)

加入者は加入手続時に申告した各事項について変更のある場合は、CACに申し出るものとし、

第14条 (個人情報等の保護)

CACが保有する個人情報等の取扱いは、CACが別に定める個人情報保護に関する規定に定めます。

第15条 (禁止事項)

1. 加入者は、次に定めることを守らなければならないものとし、
 - ① 加入者が配線等によりCACのサービスを加入者施設設置場所の同一敷地外に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します
 - ② CACが貸与もしくは販売する機器以外の機器等で、CACのサービスを違法に視聴または使用することを禁止します
 - ③ CACが貸与する機器の分解、および解体もしくは、改造等を禁止します
 - ④ CACのサービスを使って第三者に損害を与える行為、公序良俗に反する行為、著作権の侵害、その他違法行為を禁止します
 - ⑤ その他CACに損害を与える行為を禁止します
2. 加入者は前項各号にあげられる行為を行った場合、それに伴う損害の賠償、著作権等の使用料を支払うものとし、

第16条 (解約)

1. 加入者は、契約を解約する場合、CACが指定する書面にて届け出るものとし、書面到達が1日から20日までの場合は、当末日、21日から末日までの場合は翌月末日を解約日とし、
2. 解約する場合、加入契約料金の払い戻しには応じないものとし、
3. 解約する場合、加入者は第6条(料金等)の規定による料金等を当月分まで支払うものとし、
4. 加入者は、加入契約を解約する場合、CACから貸与する機器および「B-CASカード」「C-CASカード」を返還するものとし、なお、紛失および破損等した場合は必要な費用を支払うものとし、
5. 解約する場合、CACはCACの施設を撤去します。なお、撤去に要する費用は、加入者の負担とするほか、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、および構築物等の復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用を負担するものとし、

第17条 (契約の解除)

1. CACは、加入者が次のいずれかに該当した場合、契約の解除ができるものとし、
 - ① 加入者は、第7条(延滞利息)第2項においてサービスの停止をされ、CACが催告を行ったにもかかわらずその事実を解消しない場合
 - ② 加入者は、第15条(禁止事項)第1項各号に定める事項に違反し、CACが催告を行ったにもかかわらずその事実を解消しない場合
 - ③ 第18条3号により、CACがサービスを停止した後、CACの指定する期間内に加入者の意思が確認できない場合
2. CACは、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知するものとし、
3. 加入者が本契約約款および関連する規定等に違反し、CACの業務の遂行上支障がある場合、CACは催告することなく契約の解除をすることができるものとし、
4. 解除の場合、加入者は第6条(料金等)の規定による料金等を当月分まで支払うものとし、CACから貸与する機器および「B-CASカード」「C-CASカード」を返還するものとし、なお、紛失および破損等した場合は必要な費用を支払うものとし、
5. CACは、第1項の規定により契約を解除しようとするときは、CACの施設を撤去します。なお、撤去に要する費用は、加入者の負担とするほか、撤去に伴い加入者が所有もしくは、占有する敷地、家屋、および構築物等の復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用を負担するものとし、

第18条 (利用継続確認)

CACのサービスを提供している加入者施設においてサービスの利用実態が無いと客観的かつ合理的にCACが判断した場合、以下の対応を行います。

- ① CACは該当する加入者にサービス利用継続の意思確認を行います
- ② 加入者はサービスの利用継続について意思表示を行うものとします
- ③ CACの指定する期間内に加入者の継続利用の意思表示が確認できない場合、提供しているサービスを停止します

第19条 (集合物件契約の終了の効果)

集合物件契約が解約、解除またはその他の事由により集合物件契約を終了した場合、その集合住宅の集合店子契約も当然に終了するものとします。この場合、店子加入者に生じた損害についてCACは責任を負いません。

第20条 (契約約款の改定)

- 1. CACは、CACの提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動、放送法(昭和25年法律第132号)の規定により契約約款を改定することがあります。なお、契約約款が改定されたときは、以後の契約条件は新しい契約約款によるものとします。
- 2. CACが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第21条 (協議、管轄裁判所)

- 1. 本約款に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。
- 2. 本約款は、日本法に準拠して解釈されるものとし、CACの提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、CACの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則

- 1. CACは特に必要があるときには、本契約約款に特約を付することができるものとします。
- 2. この契約約款は昭和57年 6月 8日より施行します。

改定	昭和61年 7月12日	改定	2013年10月 1日
改定	平成 元年 4月 1日	改定	2014年 9月 1日
改定	平成 元年11月 1日	改定	2014年10月 1日
改定	平成 6年 7月 1日	改定	2015年 8月 1日
改定	平成 7年 4月 1日	改定	2016年 4月 1日
改定	平成10年 5月 7日	改定	2016年10月 1日
改定	平成11年 9月21日	改定	2017年 4月 1日
改定	平成13年 4月11日	改定	2017年10月 1日
改定	平成13年 7月 1日	改定	2018年10月 1日
改定	平成14年 4月 1日	改定	2019年 9月 1日
改定	平成15年12月 1日	改定	2019年10月 1日
改定	平成16年 9月 1日	改定	2021年 4月 1日
改定	平成17年 4月 1日	改定	2022年 7月 1日
改定	平成19年 4月 1日	改定	2024年 9月 1日
改定	平成19年 6月 1日	改定	2025年 5月 1日
改定	平成19年10月 1日		
改定	平成22年 6月 1日		
改定	平成23年 4月 1日		
改定	平成23年 7月24日		
改定	平成23年10月 1日		
改定	平成25年 4月 1日		

戸建契約・集合店子契約

(施設の設置、および費用の負担等)

- 第 5 条 6 項 CS プラス手数料 500 円 (税込 550 円) とします。
 (延滞利息) 第 7 条 2 項 再開手数料 5,000 円 (税込 5,500 円) とします。
 (サービスの利用休止) 第 9 条 2 項 休止手数料 3,000 円 (税込 3,300 円) とします。
 再開手数料 2,500 円 (税込 2,750 円) とします。
 (設置場所の変更) . . . 第 11 条 1 項 その変更にあつては費用の一部は CAC が負担し残金は加入者負担とします。
 (名義変更) 第 12 条 事務手数料 10,000 円 (税込 11,000 円) とします。

1. CAC - TV 加入契約料金および利用料金

区分	加入契約料金	利用料金 (月額)
CAC - TV	25,000 円 (税込 27,500 円)	2,800 円 (税込 3,080 円)

※ 集合店子の CAC - TV 利用料金は集合加入者と集合店子間の契約に基づきます。

2. CAC - STB 加入契約料金および利用料金 (1 台につき)

区分	加入契約料金	利用料金 (月額)
フルコース	20,000 円 (税込 22,000 円)	2,700 円 (税込 2,970 円)
劇スポコース	20,000 円 (税込 22,000 円)	2,200 円 (税込 2,420 円)
A コース	20,000 円 (税込 22,000 円)	2,200 円 (税込 2,420 円)
B コース	20,000 円 (税込 22,000 円)	1,700 円 (税込 1,870 円)
C コース		1,000 円 (税込 1,100 円)

※ 販売される録画機能付き STB (楽録・楽録ブルーレイ) を利用する場合には、利用料金から 1 台につき 200 円 (税込 220 円) を減算します。

※ 各コースで視聴できる番組は別紙の通りです。

※ リモコンの電池の取換え、および設定は加入者にて行うものとします。

4. ペイチャンネルの利用料金（STBまたはTV受信機1台あたり）

区分	チャンネル	利用料金（月額）
BS10スターチャンネル	BS 201	1,800円 (税込 1,980円)
時代劇専門チャンネル HD	267	700円 (税込 770円)
日本映画専門チャンネル HD	465	700円 (税込 770円)
グリーンチャンネル HD	904	1,000円 (税込 1,100円)
グリーンチャンネル2 HD	905	
KNTV HD	908	2,500円 (税込 2,750円)
レジャーチャンネル	911	900円 (税込 990円)
SPEEDチャンネル	912	900円 (税込 990円)
テレ朝チャンネル1	914	600円 (税込 660円)
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	915	1,800円 (税込 1,980円)
V☆パラダイスSD 注1	916	700円 (税込 770円)
V☆パラダイスHD 注2	916	900円 (税込 990円)
Mnet HD	917	2,300円 (税込 2,530円)
衛星劇場 HD	936	1,800円 (税込 1,980円)
東映チャンネル HD	937	1,500円 (税込 1,650円)
J SPORTS 4 HD	943	1,300円 (税込 1,430円)
HD CNN U. S. 注2	946	1,800円 (税込 1,980円)
アニメシアターX (AT-X) 注2	951	1,982円 (税込 2,180円)
タカラヅカ・スカイ・ステージ 注2	952	2,700円 (税込 2,970円)
パラダイステレビ	998	2,000円 (税込 2,200円)
レインボーチャンネル	999	2,300円 (税込 2,530円)
パラダイステレビ+レインボーチャンネルセット	998+999	2,690円 (税込 2,959円)

注1 4K放送対応STBでは視聴できません。

注2 4K放送対応STBでのみ視聴できます。

5. CS プラス CS プラス登録料および利用料金

区分	CS プラス登録料	利用料金 (月額)	
		CAS 1 枚から 3 枚まで 注 1	CAS 4 枚目以降の 1 枚単価
スタンダードコース	2,000円 (税込 2,200円)	1,950円 (税込 2,145円)	900円 (税込 990円)
エントリーコース	2,000円 (税込 2,200円)	1,550円 (税込 1,705円)	700円 (税込 770円)

注 1 CAS 3 枚のセット価格となり、1 枚の利用でも記載の利用料金となります。

6. 工事費

項目	金額	備考
引込工事費	標準 36,000円 (税込 39,600円)	注 1
STB 設置費	標準 15,000円 (税込 16,500円)	注 2
その他工事費	別途見積	注 3
引込線撤去費	18,000円 (税込 19,800円)	
機器撤去費 (1 台以上)	18,000円 (税込 19,800円)	

注 1 一般の戸建住宅の場合であって、引込線の支持柱、地下埋設、3F 以上の高層家屋等で特殊工事を必要とする場合は、別途見積りさせていただきます。

注 2 増幅器の取替、宅内ケーブルの張替等が必要な場合は、別途見積りさせていただきます。

注 3 電話回線への接続に際して付属品以外の資材が必要な場合は、別途見積りさせていただきます。

7. その他費用

その他事業に附帯するサービスに関する費用は、CAC が発行するパンフレットまたはホームページ、ならびに契約書式等に記載されるものとします。

集合物件契約

(延滞利息)・・・第 7 条 2 項 再開手数料 5,000円(税込 5,500円)とします。
 (サービスの利用休止)第 9 条 2 項 休止手数料 3,000円(税込 3,300円)とします。
 再開手数料 2,500円(税込 2,750円)とします。
 (設備場所の変更)・・・第 11 条 1 項 その変更にあつる費用の一部は C A C が負担し残金は加入者負担とします。
 (名義変更)・・・第 12 条 事務手数料 10,000円(税込 11,000円)とします。

1. C A C - T V 加入契約料金および利用料金

区分	加入契約料金	利用料金(月額) 注 1
1室あたり	5,000円 (税込 5,500円)	800円 (税込 880円)

注 1 3室以下の場合は、2,500円(税込 2,750円)とします。

2. 工事費

項目	金額	備考
引込工事費	標準 36,000円 (税込 39,600円)	
その他工事費	別途見積	注 1
引込線撤去費	18,000円 (税込 19,800円)))	

注 1 引込線の支持柱、地下埋設、3F以上の高層家屋等で特殊工事を必要とする場合は、別途見積りさせていただきます。

STB コース別視聴可能番組一覧

放送番組名	ch 番号	フル コース	劇スポ コース	A コース	B コース	C コース
地上デジタル放送		○	○	○	○	○
BSデジタル放送 (ペイチャンネルは除く。)		○	○	○	○	○
100%ヒッツ!スペースシャワーTV プラス	202	○		○		
MUSIC ON! TV (エムオン!) HD	203	○		○		
スペースシャワーTV HD	211	○		○	○	
MTV	214	○		○	○	
ファミリー劇場HD	261	○		○	○	
スーパー!ドラマTV #海外ドラマ☆エンタメ	262	○	○	○	○	
ミステリーチャンネル	264	○	○	○		
KBS World HD	265	○	○	○		
チャンネル銀河 歴史ドラマ・サスペンス・日本のうた	266	○	○	○		
時代劇専門チャンネルHD	267	○	○	○		
アクションチャンネル	268	○	○			
アジアドラマチックTV (アジドラ)	269	○	○			
TBSチャンネル2 名作ドラマ・スポーツ・アニメ	272	○	○			
GAORA SPORTS HD	311	○	○	○	○	
J SPORTS 3 HD	312	○	○	○	○	
ゴルフネットワーク	313	○	○	○	○	
スポーツライブ+	314	○	○			
スカイA	315	○	○	○	○	
J SPORTS 1 HD	316	○	○	○	○	
J SPORTS 2 HD	317	○	○	○	○	
日テレジータス HD	318	○	○	○	○	
ダンスチャンネル by エンタメ~テレ	319	○		○		
ディスカバリーチャンネル	361	○	○	○	○	
ヒストリーチャンネル 日本・世界の歴史&エンタメ	362	○	○	○	○	
ナショナル ジオグラフィック (HD)	363	○	○	○		
囲碁・将棋チャンネル	406	○		○	○	
釣りビジョン	407	○		○		
女性チャンネル♪LaLa TV	412	○	○	○		
ムービープラス	461	○	○	○	○	
映画・チャンネルNECO - HD	462	○		○	○	
WOWOWプラス 映画・ドラマ・スポーツ・音楽	463	○	○	○	○	
D i f e	464	○	○	○	○	
日本映画専門チャンネルHD	465	○	○			
キッズステーション HD	511	○	○	○	○	
アニマックスHD	512	○	○	○	○	
海外アニメ!カートゥーン ネットワークHD	513	○		○	○	
CNN j	551	○		○	○	
BBCニュース	553	○		○		
日経CNBC	554	○		○	○	
テレ朝チャンネル2	555	○	○			
日テレNEWS24	556	○	○	○	○	
歌謡ポップスチャンネル	601	○		○	○	
アニマルプラネット	604	○		○		
MONDO TV HD	605	○		○		
旅チャンネルHD	613	○		○		
TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画	616	○	○			
エンタメ~テレHD☆シネドラバラエティ	617	○		○		
日テレプラス ドラマ・アニメ・音楽ライブ	618	○	○			
ショップチャンネル	652	○	○	○	○	○
QVC	653	○	○	○	○	○
ジュエリー☆GSTV	655	○	○	○	○	○
フジテレビTWO ドラマ・アニメ	939	○	○	○		
フジテレビONE スポーツ・バラエティ	940	○	○	○		

CS プラス コース別視聴可能番組一覧

放送番組名	ch番号	スタンダードコース	エントリーコース
J SPORTS 1	BS242	○	○
J SPORTS 2	BS243	○	○
J SPORTS 3	BS244	○	○
WOWOWプラス 映画・ドラマ・スポーツ・音楽	BS252	○	
ディズニー・チャンネル	BS256	○	○
東映チャンネル	CS218	○	○
映画・チャンネルNECO	CS223	○	○
ザ・シネマ	CS227	○	○
GAORA SPORTS	CS254	○	
日テレジータス	CS257	○	
ゴルフネットワーク	CS262	○	
ホームドラマチャンネル 韓流・時代劇・国内ドラマ	CS294	○	○
MONDO TV	CS295	○	
TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画	CS296	○	○
TBSチャンネル2 名作ドラマ・スポーツ・アニメ	CS297	○	○
テレ朝チャンネル1	CS298	○	○
テレ朝チャンネル2	CS299	○	
日テレプラス ドラマ・アニメ・音楽ライブ	CS300	○	○
エンタメ～テレ☆シネドラバラエティ	CS301	○	
チャンネル銀河 歴史ドラマ・サスペンス・日本のうた	CS305	○	
フジテレビONE スポーツ・バラエティ	CS307	○	○
フジテレビTWO ドラマ・アニメ	CS308	○	○
アクションチャンネル	CS311	○	○
D l i f e	CS312	○	
ミステリーチャンネル	CS316	○	○
KBS World 韓流専門チャンネル	CS317	○	○
100%ヒッツ!スペースシャワーTVプラス	CS321	○	
音楽・ライブ! スペースシャワーTV	CS322	○	○
MTV	CS323	○	
ミュージック・エア	CS324	○	
歌謡ポップスチャンネル	CS329	○	
キッズステーション テレビアニメ・劇場版・OVA	CS330	○	○
ディズニージュニア	CS339	○	○
ナショナル ジオグラフィック	CS343	○	
日テレNEWS24	CS349	○	
スポーツライブ+	CS800	○	

CATV専用B - CASカード使用許諾契約約款
(KB0008J)

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます。）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B - CASカード）（以下「カード」といいます。）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B - CAS社）（以下「当社」といいます。）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます。）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます。）に配布しているものです。当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B - CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第 1 条 （カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます。）を受信する目的で使用されます。

第 2 条 （カードの所有権と使用許諾）

1. このカードの所有権は、当社に帰属します。
2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第 3 条 （カードの管理）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第 4 条 （カードの故障交換等）

1. カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。
 - ① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合
 - ② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合
2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第 5 条 （カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続に基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第 6 条 （カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第 7 条 （不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第 8 条 （禁止事項）

1. このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。
2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第 9 条 （損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第 10 条 （約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページに掲載します。
(<http://www.b-cas.co.jp>)

【別表】カード再発行費用

1. 第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用2,310円（消費税込）以下でCATV会社の定めによる
2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。

株式会社 ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ